

平成 19 年 2 月 16 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 三 木 茂
(コード番号：3807 大証ヘラクレス)
問 い 合 わ せ 先：
取 締 役 総 務 経 理 部 長 上 中 淳 行
電 話 番 号 03 (5212) 8790 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 19 年 3 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)平成 18 年 6 月 8 日に大阪証券取引所のニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場したことによる業務の拡大及び組織の拡充に備えるために、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 運用する有価証券の保有目的の明確化と機動的な運用のために「有価証券の運用」を、また、将来の事業展開の可能性を勘案して「証券仲介業務」及び「広告代理業務」を、それぞれ目的に加えるものであります。(変更案第 2 条)
 - ② 機動的な資金調達のため、発行可能株式総数を 100,000 株に変更するものであります。(変更案第 5 条)
- (2)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)並びに関連法令(以下、これらを併せて「会社法等」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 整備法に基づき定款に定めがあるものとみなされる次の事項についての規定を新設・変更するものであります。
 - ・当社株式に係る株券を発行する旨の定め(変更案第 6 条)
 - ・取締役会及び監査役を置く旨の定め(変更案第 16 条及び第 31 条)
 - ・株主名簿管理人を置く旨の定め(変更案第 7 条)
 - ② 株主総会招集手続きの合理化及びコスト削減のために、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるよう規定を新設するものであります。(変更案第 12 条)
 - ③ 株主総会における議決権の代理行使にあたり、代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 14 条第 1 項)

- ④ 取締役会の業務執行の決定を迅速に行うために、取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項の可決をする旨の取締役会の決議があったものとみなす規定を新設するものであります。(変更案第26条)
- ⑤ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議で行うことを可能とする旨の規定を新設するものであります。なお、剰余金の配当等に関する株主提案権については、従来どおり確保されております。(変更案第48条)
- (3) 取締役に対する株主の意見を反映させることを容易にすることを目的に、取締役の解任手続を普通決議とするため、現行第17条を削除するものであります。
- (4) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期を1年に変更するものであります。(変更案第19条)
- (5) 取締役会規程に関して定款上明記していなかったため、取締役会規程に関する規定を新設するものであります。(変更案第29条)
- (6) 当事業年度末における資本金が5億円以上となったことにより、会社法第2条第6号に規定される大会社となり、会社法第328条第1項によって、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社となるため、監査役会を置く旨及び会計監査人を置く旨の規定を新設するものであります。(変更案第31条及び第42条)
- (7) 社外監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役及び会計監査人と当社との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第41条第2項及び第46条)
- (8) 平成18年6月8日に大阪証券取引所のニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場したことに伴い株券保管振替制度を採用したため、実質株主を株主に含める旨及び実質株主名簿を株主名簿に含める旨を追加するものであります。(変更定款第7条及び第12条)
- (9) その他、条文の新設、削除に伴い必要な条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年3月26日
定款変更の効力発生日	平成19年3月26日

以上

[別紙]

定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社フィスコと称し、英文では FISCO Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 出版及びコンピュータネットワークを通じた情報提供業務2. 金融市場の各種調査・分析及びその情報提供に関する業務3. 金融関係の情報の収集管理及び提供業務4. 経営・投資コンサルティング5. 投資信託に係わる帳簿及び記録の管理6. 株式投資・為替取引等の金融先物取引及び金融市場に関する教育（通信教育を含む）、研究及び指導並びに各種セミナー、講習会の開催7. 書籍等の出版物並びにCD及びDVD等の電子記録の販売 (新 設) (新 設) (新 設)8. <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第4条 <u>当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、<u>85,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none">1. (現行どおり)2. (現行どおり)3. (現行どおり)4. (現行どおり)5. (現行どおり)6. (現行どおり)7. (現行どおり)8. <u>有価証券の運用</u>9. <u>証券仲介業務</u>10. <u>広告代理業務</u>11. (現行どおり) <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第4条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000株</u>とする。</p> <p>(株券の発行) 第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手続き並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>みなし提供)</p> <p>第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の解任)</p> <p>第17条 <u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第18条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第20条 <u>社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(執行役員)</p> <p>第21条 <u>当会社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</u></p>	<p>(執行役員)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>2. <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
	<p>(取締役会の決議の省略)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役、社外取締役の責任の減免) 第27条 当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数) 第28条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p>	<p>第26条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 (削 除)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(員数) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第33条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第31条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(監査役の責任減免)</p> <p>第32条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
(新設)	<p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第42条 当社は、会計監査人を置く。</p>
(新設)	<p>(選任方法)</p> <p>第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
(新設)	<p>(任期)</p> <p>第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
(新設)	<p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新設)	<p>(報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第46条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とし、毎年12月31日を決算期とする。</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第49条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、金銭により剰余金の配当を行う。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第34条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</p>	<p>2. 前項のほか、当社は、基準日を定め、</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第36条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">変更案</p> <p><u>基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第50条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第51条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>